

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和元年5月1日他			
年会費名	JAならけん大和郡山市経営者クラブ 年会費			
相手方	JAならけん大和郡山市経営者クラブ			
年会費支払目的	県内外の農業経営、県特産物の販売などの情報を収集し、県の農業政策などの議会での質問などに役立てるため			
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県農業経営者、人材育成など全般に関する講演会・県外視察、農業経営者との情報交換、勉強会など</p> <p>◆本会の活動頻度 年2回程度の講演会及び意見交換会と視察研修会、年数回の地域活動など</p> <p>◆参加者の状況 農業経営者、農業関係者、地方議員など</p> <p>県内の農業に関する情報収集に役立てた</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	4,166 円	令和元年5月分	155
	年会費	41,666 円	令和元年6月～2年3月	50
合計 45,832 円 (45,832 円 × 66.6% 充當)				
備考	添付資料：会規約			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

J Aならけん大和郡山市経営者クラブ規約

(名称)

第1条 本会は J Aならけん大和郡山市経営者クラブと称す。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、奈良県農業協同組合郡山・生駒地区統括部統括課に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員の連絡を密にし、親睦を図り、情報交換や勉強会を行い、眞の経営者をめざして経営者能力を高めるとともに、ゆとりとうるおいのある生活がおくれるよう研鑽を積む。また、地域でのコミュニケーションを深め、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(組織)

第4条 本会は、郡山・生駒地区管内の農業経営者及び会長並びに役員会において認められた者で、この規約を認める者で組織する。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、農協や公的機関などの協力を得て、次の事業を行う。

- (1) 会員相互の連絡強調に関する事業
- (2) 会員相互の研究に関する事業
- (3) その他本会目的達成に必要な事業

(役員)

第6条 本会は、下記の役員を置く。

会長	1名	副会長	若干名
会計	1名	監事	2名
顧問	1名		

(役員の選出と任務)

第7条 役員の選出並びに任務は、次の通りとする。

- (1) 役員は、総会において会員より選出し、承認を受ける。
- (2) 会長は、会務を總理する。
- (3) 副会長は、会長を補佐し、会長事故ある時はこれに代わる。
- (4) 会計は、会計事務を担当する。
- (5) 監事は、会務を監査する。
- (6) 顧問は、会長から任命され、会長を補佐する。

(役員の任期)

第8条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(会合の種類及び運営)

第9条 本会の会合の種類及び運営は、下記の通りとする。

- (1) 総会は、年1回これを開く。
- (2) 役員会は、役員で構成し、会務を執行する。
- (3) 総会及び役員会は、会長がこれを召集し、出席者の過半数をもって可決する。

(総会の議決事項)

第10条 総会は、最高の議決機関であつて、次の事項は、総会の議決を得なければならない。

- (1) 事業報告並びに決算
- (2) 事業計画並びに予算
- (3) 規約の改正

(部会)

第11条 本会に各種の部会を置くことができる。部会長は、会長がこれを任命する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、補助金、その他をもってこれにあてる。

(会計年度)

第13条 本会の会計年度は、毎年6月1日に始まり、翌年5月31日に終わる。

(慶弔)

第14条 会員並びに関係者の冠婚葬祭等に際しては、会長は役員と相談し、金品等を贈ることができる。

(付則)

この規約は、平成6年8月2日より施行する。

平成 7年 6月 23日	一部改正
平成 11年 6月 25日	一部改正
平成 13年 6月 22日	一部改正
平成 16年 6月 25日	一部改正
平成 20年 7月 24日	一部改正
平成 22年 7月 1日	一部改正
平成 23年 7月 5日	一部改正
平成 24年 7月 3日	一部改正
平成 28年 7月 6日	一部改正

中日本版

食と農から
始まる。
JAグループの
ファミリー・
マガジン

12

December
2019

"tenohikari"

家光

牛集

野菜の栄養を
捨てる食べ方
捨てない食べ方

半日で作る
力ジユアル
おせち
フードドライブ
仲間と楽しく始める
年齢を重ねて自由になる
山口智子



第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和元年5月1日他		
年会費名	新生奈良研究会 年会費		
相手方	新生奈良研究会		
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為		
按分率の説明	按分率 75.0% (懇談会の費用を除いて充当)		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催の講演会開催 2回の研修会 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など100名程度の参加</p> <p>県内外の情報を収集し、議会での質問に役立てた</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	25,000 円	令和元年5月～9月分
	年会費	30,000 円	令和元年10月～2年3月
合計 55,000 円 (55,000 円×75.0%充当)			
備考	添付資料：会規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

新生奈良研究会規約

- 第1条 名 称 この会は新生奈良研究会という。
- 第2条 目 的 未来に向かって新たな奈良県の創造、地域発展、政治・経済・文化の向上を目指し、会員相互に情報と意見を交換。また県内外の各界専門家、有識者を招いて研修、意見交流会を行い、その方途策定の研究をすることを目的とする。
- 第3条 事 業 本会は奈良市を主会場に原則として年4回の定例講演会並びに意見交流会を開催する。また、隨時、研修視察会も行う。
- 第4条 広 報 この会で論議され、提案された内容は、奈良日日新聞社発行の新聞紙面で掲載、広くアピールする。
- 第5条 会 員 会員は本会の目的に賛同する法人、及び個人で構成する。なお、会の内容により会員外の参加を認めることができるものとする。
- 第6条 入退会 入会に際しては入会金3万円を添え、入会申込書の提出を必要とする。退会は申し出があった会計年度末での退会とする。また、会員は申し出がない限り自動継続とする。
- 第7条 会 費 年会費は6万円とする。但し研修視察会などの特別な経費は別途徴収する。
- 第8条 会計年度 会計年度は毎年10月1日より、翌年9月末日とする。
- 第9条 規則改定 規則の変更は諸般の事情を考え、隨時、必要とあれば行う。
- 第10条 事務局 本会の事務局は、奈良市法華寺町2番地4 奈良日日新聞社内に設置する。

(平成27年5月15日改訂)

以上

第11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和元年5月7日他		
年会費名	奈良政策研究会 年会費		
相手方	奈良政策研究会		
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為		
按分率の説明	按分率 66.6% (懇談会の費用を除いて充当)		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 県政全般に関する講演会・テーマを設定した県外視察など</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催（2月、5月、8月、11月）に講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 経営者、団体役員、地方議員など</p> <p>県政に関する情報収集等に役立てた</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	月 5,216 円	引落手数料 216 円含む
			4,15,29 43,60,73
	年会費	月 5,220 円	引落手数料 220 円含む
			90,103 116,130 142,152
	月 5,216 円 × 66.6% = 3,473 円 月 5,220 円 × 66.6% = 3,476 円充当		
備考	添付資料：会規約		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良政策研究会規約

(名 称)

第1条 本会は奈良政策研究会と称し、主たる事務所を大和高田市永和町
10-26 近畿ビル内に置く。

(目 的)

第2条 本会は奈良県発展に資する政策提言をとおして、安全、安心な
地域づくりを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的達成のため次の事業等をおこなう。

- (1) 研修会、懇親会の開催。
- (2) 政策提言のための委員会の開催。
- (3) 会報、出版物の発刊及び配付。
- (4) 関係諸団体との連携。
- (5) その他、会の目的達成のため必要な事業。

(構 成)

第4条 本会は規約第2条の目的に賛同する奈良県議会議員、奈良県内の
市町村議会議員をもって構成する。ただし、本会の目的に賛同す
る個人及び法人の入会を認め、賛助会員として各種会合への出席
を認める。ただし、総会での議決権は認めない。

2 本会への入退会は役員会の了承を得るものとする。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- | | | | |
|---------|----|-----------|----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 政策委員長 | 5名 |
| (2) 副会長 | 3名 | (5) 会計 | 1名 |
| (3) 幹事長 | 1名 | (6) 会計監査 | 2名 |
- 2 1の役員以外に顧問、参与、相談役を置くことができる。
3 役員は本会の運営を円滑に進めるため役員会を開催する。

(任 期)

第6条 役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

(総会)

- 第7条 本会の総会は会員及び役員によって構成される。総会は会長の招集により毎年1回開催する。ただし必要と認めた時は臨時総会を開催することができる。
- 2 総会は会員の新規加入、役員の選出、運営に関する基本事項、規約の改廃、その他本規約の定めのない重要な事項について決定する。
- 3 総会は会員の過半数の出席（委任可）で成立し、出席会員の過半数の同意で議決するものとする。

(運営)

- 第8条 本会の個々の事業運営は役員及び当該事業に関わる会員が行うこととし、具体的な作業は事務局が行うこととする。

(経費)

- 第9条 本会の経費は会費（1口=月額5千円）及び賛助会費（月額1万円）、寄付金、協力金、事業収入、その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

- 第10条 本会の会計年度は1月1日に始まり、当該年の12月31日に終わる。

(会計監査)

- 第11条 本会の会計責任者は本会の経理につき、年1回会計監査による監査を受ける。

(その他)

- 第12条 本規約のほか運営に必要な事項は、別に会長が定め総会の承認を経て実施することができる。

付則 本規約は平成16年11月25日から施行する。

第11号様式の10（第5条関係）

政務活動記録簿（年会費負担）

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和元年6月10日			
年会費名	奈良ヒューライツ議員団（年会費）			
相手方	奈良ヒューライツ議員団			
年会費支払目的	議員活動の為の情報収集 議会での質問に役立てる為			
按分率の説明	按分率 100%			
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 あらゆる差別撤廃に向けた人権問題の講演会・研修会・会報誌の発行等</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回開催</p> <p>◆参加者の状況 地方議員 議会や、議員活動に役立てている。</p>			
経費	項目	金額	内容	領収書番号
	年会費	30,000円	講演会、研修会、会報誌	20
合計 30,000円				
備考	添付資料：会規約、会報誌			

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

奈良ヒューライツ議員団 規約

- 第1条 本会は、奈良ヒューライツ議員団と称し「人の世に熱あれ 人間に光あれ」の水平社精神のもとに活動する部落解放同盟奈良県連合会と連帯し、且つふるさと創生を柱とする活動を目的にします。
- 第2条 本会は、部落差別をはじめあらゆる差別の撤廃及び人権尊重をめざし、人権文化の政策推進につとめ、ふるさと創生のための経済と文化の構築をめざします。そのために政党会派の枠を超えて、議員相互の親睦をはかり政策研究・経験交流を深めます。
- 第3条 本会は、第1条・第2条の主旨に賛同する奈良県内の県・市町村議會議員ならびに元加盟議員の加入をもって構成します。加入承認は会員の推薦に基づき、定例会議で承認します。
- 第4条 本会は、その目的・主旨の会務活動の円滑な遂行のため、総会において下記役員を互選します。任期は1年とします。
- | | | | |
|-------|----|--------|-----|
| 1. 議長 | 1名 | 2. 幹事長 | 1名 |
| 3. 会計 | 1名 | 4. 幹事 | 若干名 |
| 5. 監事 | 2名 | | |
- 第5条 本会の定例会議は総会及び研修等を兼ね、年4回開くこととし、必要に応じて臨時会議、役員会を随時開きます。会議の招集及び総括は議長が行います。
- 第6条 ①本会の会費は年額次のとおりとする。
- | | | | |
|----------|-----|------------|-------|
| 1. 県議會議員 | 3万円 | 2. 奈良市議會議員 | 2万5千円 |
| 3. 市議會議員 | 2万円 | 4. 町村議會議員 | 1万5千円 |
- ②会計年度は2月1日より翌年の1月31日までとします。
- 第7条 本会の運営上の細則は内規とし、都度会議で協議します。
- 第8条 本会は、2002年2月15日より発足します。

【2005年度第1回定例会議（2005年5月10日）で一部改正】

本ページ削除
令和4年7月25日
中野雅史

11号様式の10 (第5条関係)

政務活動記録簿 (年会費負担)

会派・議員名 中野雅史

年月日	令和元年 8月 31 日		
年会費名	世界平和連合奈良県連合会 年会費		
相手方	世界平和連合奈良県連合会		
年会費支払目的	情報を収集し、議会での質問などに役立てる為		
按分率の説明	按分率 100%		
活動内容等 ※年会費支払いの効果を明記のこと	<p>◆本会の活動内容 世界情勢の動き、1ヶ月に2冊の情報誌</p> <p>◆本会の活動頻度 年4回程度の講演会開催 他</p> <p>◆参加者の状況 地方議員、及び民間人団体などの参加</p> <p>情報収集し、政務活動に役立てた</p>		
経費	項目	金額	内容
	年会費	36,000 円	講演会、情報誌
	合計 36,000 円		
備考	添付資料：会規約、情報誌		

注 年会費支払いの規約や会報の表紙等を添付してください。

本ページ削除
令和4年7月25日 中野雅史

世界平和連合奈良県連合会規約

第1章 総則

第1条(名称)

本会は世界平和連合奈良県連合会と称する

第2条(事務所)

本会は事務所を奈良県に置く

第2章 目的及び活動

第3条(目的)

本会は、人間の尊厳、家庭倫理、健全な国家、人類一家族世界を希求し、戦争や貧困、疾病、犯罪、環境破壊、倫理道徳の崩壊など世界が抱える諸問題を解決し、よって世界平和を実現することを目的とする。この目的達成のために、世界平和を目指すあらゆる人々、団体等と連携し、世界平和の理念を基本として運動を展開する

第4条(活動)

本会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う

- (1)新しい価値観による世界平和の実現の為のあらゆる活動を推進し、又、かかる目的の為に活動する諸団体の支援・協力をを行う
- (2)世界各国との交流・親善・連帯の為の諸活動を行う
- (3)機関紙の発行及び出版事業
- (4)その他、前条の目的を達成するための必要な事業

第3章 会員

第5条(会員の資格)

会員は、本会の趣旨・目的に賛同し、規約及び諸規定を守る個人及び法人・団体とする

第6条(会員の種類)

会員の種類は次の通りとし、所定の手続きをもって会員とする

- (1)普通会員
- (2)賛同会員
- (3)特別会員

第7条(会費)

- (1)各会員は、月会費を納めるものとする
- (2)特別の費用を必要とするときは、執行部会で承認を経て、臨時会費を徴収することができる

本ページ削除
令和4年7月25日
中野雅史

第8条(退会)

退会しようとする者は、その事由を付して退会届を議長に提出する

第4章 役員

第9条(役員)

本連合会に次の役員を置くことができる

- | | |
|----------|-----|
| (1)議長 | 1名 |
| (2)副議長 | 若干名 |
| (3)理事 | 若干名 |
| (4)本部長 | 1名 |
| (5)事務局長 | 1名 |
| (6)事務局次長 | 若干名 |
| (7)会計 | 1名 |
| (8)会計監査 | 2名 |

第10条(役員の職務)

役員の任務は次の通りとする

- (1)議長は、本会を代表し会務を統括する
- (2)副議長は、議長を補佐し議長に事故ある時、これを代行する
- (3)理事は、諸事項の審議と決議を行う
- (4)本部長は、理事会決議に基づいて会務を執行する
- (5)事務局長は、事務を掌握し統括する
- (6)事務局次長は、事務局長を補佐する
- (7)会計は、経理の任にあたる
- (8)会計監査は、会計事務の監査を行う

第11条(役員の任期)

各役員の任期は3年とする。ただし再任を妨げない

第12条(役員の選任)

- (1)最初の役員は、発起人会あるいは連合会結成準備委員会の議決又は本部の任命によって選任される
- (2)理事は、会員の中より選出し、総会で承認を得る
- (3)本会は、理事会の承認を得て顧問を置くことができる

第5章 組織

第13条(連合会の運営と活動)

本連合会は、世界平和連合本部総会及び本部機関の決定に従い、世界平和連合の目的に沿う活動を自主的に行うと共に、支部を統轄し、組織の拡充・強化を図る

本ページ削除
令和4年7月25日
ヤマ野雅子

第14条(支部の設置)

本連合会の承認を経て、市郡町村その他一定の地域を単位として、支部を置くことができる

第15条(支部の運営と活動)

支部は、本連合会総会及び機関の決定に従い、本連合会の目的に沿う活動を自主的に行なうと共に、組織の拡充・強化を図る

第6章 機関

第16条(総会)

- (1) 総会は、本会の最高決定機関である
- (2) 総会は、通常、年1回議長が召集する。但し、議長は必要と認めた時、臨時総会を召集することができる
- (3) 総会は、連合会の役員ならびに連合会の所属する支部役員によって構成する
- (4) 総会は、その構成員の2分の1以上の出席(委任状を含む)を得て成立し、議事は出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長が決定する

第17条(内容)

総会は、次のことを議決・承認する

- (1) 活動計画と予算案
- (2) 活動報告と決算報告
- (3) 監査報告
- (4) 規約の改廃及び組織の変更
- (5) 役員の選出
- (6) その他、本会の運営に関する重要事項

第18条(種類)

本会は、円滑な運営するために、理事会・役員会・各部会を置くことができる

第19条(構成)

- (1) 理事会は、理事及び監査をもって構成する
- (2) 役員会は、本部役員をもって構成する

第20条(開催)

役員会は、必要に応じて議長が召集する

第7章 資産及び会計

第21条(会計年度)

本会の会計年度は、1月1日に始まり、その年の12月31日をもって終わる

第22条(運営資金)

本会の運営資金は次に挙げるものをもって構成する

- (1) 会費

本ページ削除
令和4年7月25日
平野雅史

(2)特別会費

(3)寄付金

(4)その他の収入

第23条(財産管理)

本会の財産は、議長が管理する

第8章 その他

第24条(除名)

会員が本会の名誉を傷つけ、またはこの会の目的に反する行動があった時、理事会の決議を経て議長が除名することができる

附則

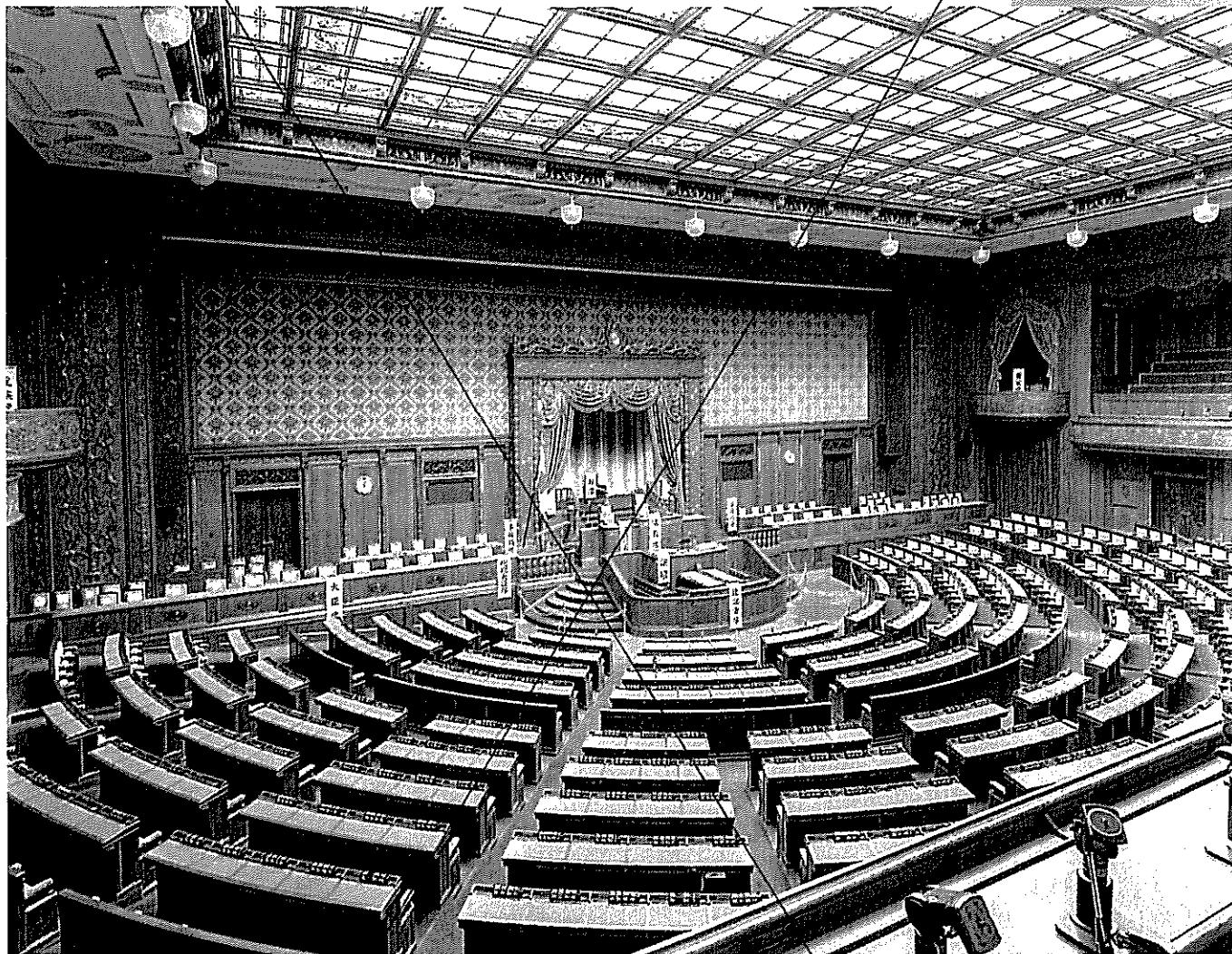
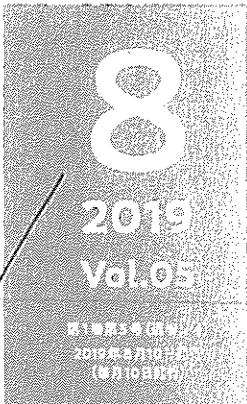
本規約は2010年8月29日によりこれを施行する

本ページ削除
令和4年7月25日
中野雅子

SEKAI SHISO

世界思想

平和大使運動を推進するオピニオン情報誌



令和初の参院選 日本の政治課題を再点検する

カバーストリー UPF主催「ILC(国際指導者会議)2019」

日韓は歴史問題を乗り越え共闘を

英BBC放送元北京支局長 ハンフリー・ホークスリー氏

Viewpoint

August
2019 8

漂泊の俳人・尾崎放哉と西田天香 相大二郎

「元気と存在感」与える道徳授業 磯部一雄

大阪G20サミット閉幕、環境・経済で成果

山田寛の国際レーダー 日本ももつと批判しよう 世界各地で続く「小天安門」
地方創生・少子化対策 首長は挑む——長野市長・加藤久雄

三時十九分世界私はこう考へる
陳昌洙 西岡 力

報道の自由とは何か

官房長官会見から
見える政治報道
安積明子

米で「孔子学院」全廃の動き 大学の自由な議論を抑圧

ビル・ガーツの眼 最新SLBM実験、中国が米を「威嚇」

国益ネット放送局「パトリオットTV」

ジベラル、野党・メディアを
ぶつた斬る!

対談 岩田温/田村重信



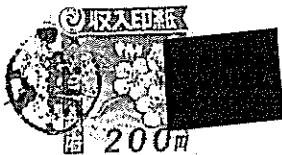
第11号様式の6（第5条関係）

政務活動記録簿（ホームページの開設等）

会派・議員名 中野雅史

年 月 日	令和元年 8月 7日他			
表題	県政報告ホームページ			
対象者	インターネット利用者			
開設目的	適宜、議会報告等を行い意見・要望を求める			
按分率の説明	按分率 50% その理由 （地域活動の記事・政党へのリンク等）			
内容	議会活動報告 県民への意見募集 県政課題の紹介等			
ホームページ制作等に要した経費	項目	支払先	金額	金額の積算
	ドメイン・サーバー利用料	(株)ピュアナット	50,544 円	7,800 円×1.08 ×6月
	ドメイン・サーバー利用料	(株)ピュアナット	25,740 円	7,800 円×1.1 ×3月
※ 50 %充当 合計 76,284 円×50% = 38,142 円				
備考	ホームページアドレス : http://www.nakano-nara.com 添付資料 契約書			

注 ホームページ制作・保守費用の契約書等を添付してください。



ホームページ保守業務委託契約書

中野まさふみ事務所(以下「甲」という)と有限会社ピュアネット(以下「乙」という)は、業務委託契約(以下「本契約」という)を次のとおり締結する。

第1条 委託業務

1. 甲は、毎月のホームページ保守業務(以下「本業務」という)を乙に委託し、乙はこれを受託する。ただし、下記以外の内容については委託の範囲外とする。
 - (1) 乙によって制作した甲のホームページをホスティングする業務。
 - (2) ホームページデータの保全(バックアップ・リストア)のための作業。
 - (3) ホームページのアクセス解析およびこれに基づいた改善提案と報告作業。
 - (4) 甲の依頼に応じて、月当たりA4に換算して1頁以内のホームページ更新作業。
2. 甲は、乙が本業務を遂行するに際して、必要な協力をを行う。

第2条 委託料

1. 甲は乙に対し、本業務の対価として月額金7,800円(税別)を支払う。
2. 料金の支払条件は、月末締め翌月末日銀行振込とし、甲は乙が指定した銀行口座に振り込んで支払う。振込手数料は乙の負担とする。ただし、乙が見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、見積書の記載を優先する。

第3条 契約期間・契約更新

1. 契約期間は、平成26年4月1日から平成年27月3日31日までとする。
2. 契約期間満了日の1ヶ月前までに、甲乙いずれからも何ら申し出のないときは、本契約と同一の条件でさらに12ヶ月間更新するものとし、以後同様とする。

第4条 再委託の制限

乙は、本業務を第三者に再委託してはならない。但し、甲が承諾したときは、その限りでない。

第5条 通知

1. 一方から他方への通知は、電子メールまたは文書等、社会通念上適当と判断される通信手段により行うものとする。
2. 前項の規定に基づき通知を電子メールにより行う場合には、当該通知はインターネット上に配信された時に配信されたものとする。
3. ただし、本契約を変更または解除する必要が生じた場合には、前項の規定にかかわらず、文書により通知するものとする。

第6条 知的所有権

1. 本契約に基づくホームページ保守作業に必要なHTMLデータ、および画像データ、スクリプト等の一切の制作物(以下「制作物」という)に関する所有権は乙に帰属する。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。
3. 乙は、甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用することを許諾する。
4. 乙は、甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
5. 甲が制作物を上記 3 の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができる。
6. 乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。
7. 甲は、乙の文書による同意なしに上記 2 および 3 で定める制作物の使用権、改変権を第三者に譲渡、移転、またはその他の処分を行うことはできない。

第 7 条 責任制限

乙は、制作物自体または制作物の使用から直接的または間接的に生じたいかなる損害についても、乙に故意または重大な過失がある場合を除いては、一切責任を負わない。また乙が責任を負う場合でも、制作代金のうち該当部分の金額を超えて責任を負わない。

第 8 条 禁止行為

甲及び乙は、以下に該当する行為をしないことを承諾するものとする。なお、いずれか一方が下記に反した行為を行った場合、あるいは下記に反する行為を行う恐れがあると相手方が判断した場合、相手方は、相当な期間を定めて催告の上、本契約を解除することができる。

1. 相手方または第三者の著作権その他の知的財産権を侵害しまたは侵害するおそれのある行為。

2. 相手方または第三者を誹謗中傷し、または名誉を傷つけるような行為。

3. 相手方または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為。

4. 公序良俗に反する内容の情報、文書および図形等を他人に公開する行為。

5. 法令に違反するもの、または違反するおそれのある行為。

6. その他相手方が不適切と判断する行為。

第 9 条 期限の利益の喪失について

甲に次の各号のいずれかに該当する事実があった場合、甲は乙に対する債務の一切の期限の利益を喪失し、乙は催告することなく利用契約を解約することができるものとする。

1. 本契約に基づく制作代金の支払いを遅延したとき及び履行しないとき。
2. 支払いの停止、又は破産、民事再生手続き開始、会社更生手続き開始、会社整理開始、もしくは特別清算開始の申し立てがあったとき。
3. 振り出した手形、又は小切手が不渡りとなったとき。
4. 第 8 条の禁止行為を行なったとき、その他本契約に違反したとき。
5. 甲としての地位が失われたとき、又は不明となつたとき。

第 10 条 条項の無効について

万が一、裁判所によって本契約の各条項が無効、違法または適用不能と判断された場合においても、当該条項を除く他の条項の有効性、合法性、および適用可能性には、なんらの影響や支障が生じるものではない。

第 12 条 機密保持

甲および乙は、本基本契約または個別契約に関連して知り得た相手方または相手方の顧客の技術上、販売上その他業務上の機密を、本基本契約の存続期間中はもとより本基本契約終了後といえども第三者に漏洩してはならないものとする。

第 13 条 準拠法について

本契約に関する準拠法は、日本法とする。

第 14 条 有効期間

1. 本契約の有効期間は、本契約締結の日から委託業務が終了するまでとする。
2. 本契約と関連することを明示した個別契約が本契約の失效時に存続している場合については、前項にかかわらず、本契約が当該個別契約の存続期間中効力を有するものとする。

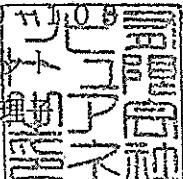
第 15 条 協議および管轄裁判所について

1. 本契約に定めのない事項および利用契約に関して甲と乙との間で問題及び疑義を生じた場合には、法令、商習慣等によるほか甲乙協議の上、信義誠実の原則に基づき円満に解決をするものとする。
2. 本契約に関して訴訟が必要な場合は、奈良地方裁判所を第一審の専属合意管轄裁判所とする。

本契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ各1通を保管する。

平成26年3月20日

甲 奈良市北御門町461-3
○野猪

乙 奈良市疋田町2-4-10 ピュアネット
有限会社ピュアネット
取締役小林恵理子


第11号様式の11(第5条関係)

令和元年度事務所状況報告書

会派・議員名 中野 雅史

①政務活動事務所	<input type="checkbox"/> 自宅 <input checked="" type="checkbox"/> 自宅以外
②所在地	住所 大和郡山市池之内町 461-3 電話 0743-54-3300 延べ床面積 39.67 m ²
③他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会の事務所 <input type="checkbox"/> 政党事務所 <input type="checkbox"/> その他 ()
④所有区分	<input type="checkbox"/> 自己又は配偶者、3親等以内の親族、同一生計者の所有 <input checked="" type="checkbox"/> 賃貸物件 (賃貸借契約先) 所有者 <input type="checkbox"/> 第三者 <input checked="" type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸有) <input type="checkbox"/> 自己・同一生計者が経営する法人 (登記簿の目的に不動産の賃貸無)
⑤按分率の考え方	<input checked="" type="checkbox"/> 使用実態 (使用面積又は使用時間による) <input checked="" type="checkbox"/> 事務所全体面積 39.67 m ² (a) うち政務活動使用面積 19.835 m ² (b) <input type="checkbox"/> 事務所使用時間 時間(a) うち政務活動使用時間 時間(b) (b)/(a) = 19.835 / 39.67 → 按分率 1 / 2
⑥事務所賃借料の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 按分率 / (按分率の考え方 :)
⑦駐車場代の計上	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 来客専用 按分率 / <input type="checkbox"/> 来客兼用 按分率 / (按分率の考え方 :)
⑧光熱水費・維持管理費の計上	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 按分率 1 / 2 (按分率の考え方 : 後援会事務所と面積按分)
⑨備考	

注 賃貸借(事務所・駐車場)の場合は、別途契約書を添付してください。